

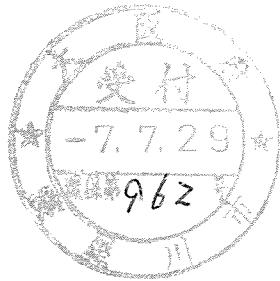
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 7月 29日

寝屋川市長 様



提出者

住 所 大阪府寝屋川市下木田町6番18号

氏 名 株式会社中井工務店

代表取締役 中井 正昌

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-822-5880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社中井工務店
事 業 場 の 所 在 地	大阪府寝屋川市下木田町6番18号（寝屋川市管轄区域内）
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

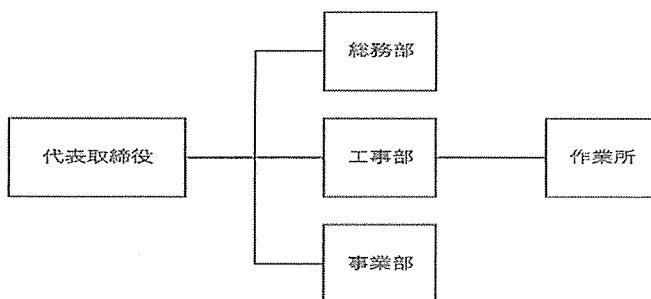
① 事 業 の 種 類	06：総合工事業
② 事 業 の 規 模	71,436万円
③ 従 業 員 数	10人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化 ・木くず→再生処理業者に委託して、チップ（合材用、燃料用）として再生資源化

（日本産業規格 A列4番）

## (第2面-1)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①がれき類	②木くず
	排 出 量	15667 t	130 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出段階での廃棄物の抑制</li> <li>・余剰材の引き取り（木くず）</li> <li>・梱包材の簡素化</li> <li>・分別排出</li> </ul>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①がれき類	②木くず
	排 出 量	0.4 t	0.01 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出段階での廃棄物の抑制</li> <li>・余剰材の引き取り（木くず）</li> <li>・梱包材の簡素化</li> <li>・分別排出</li> </ul>			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別し石綿含有産業廃棄物に関しても他の廃棄物に混入しないように確実に分別、管理を実施。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別し石綿含有産業廃棄物に関しても他の廃棄物に混入しないように確実に分別、管理を実施。</li> </ul>

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
102 t	30 t	13 t	26 t

②計画

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
6 t	1.2 t	0.01 t	2.4 t

## (第3面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	①がれき類	②木くず
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
取組なし				
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	①がれき類	②木くず
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
実施予定なし				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	①がれき類	②木くず
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
取組なし				
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	①がれき類	②木くず
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
実施予定なし				

(第3面-2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## (第4面-1)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】			
産業廃棄物の種類		①がれき類	②木くず
自ら 埋立 処分 又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物 の 量		0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 取組なし			
【目標】			
産業廃棄物の種類		①がれき類	②木くず
自ら 埋立 処分 又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物 の 量		0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 6 年度）実績】			
産業廃棄物の種類		①がれき類	②木くず
全 处 理 委 託 量		15667 t	130 t
優良認定処理業者 への処理委託量		0 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量		15667 t	130 t
認定熱回収業者 への処理委託量		0 t	0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・電子マニュフェストを標準化に取り組み ・委託基準を厳守できる産業廃棄物処理業者を選定し、遵守出来ない 業者には指導を徹底する。			

## (第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
0 t	0 t	0 t	0 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
102 t	30 t	13 t	26 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	30 t	13 t	26 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

## (第5面-1)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	①がれき類	②木くず
②計画	全処理委託量		0.4 t	0.01 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量		0.4 t	0.01 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニュフェストを導入している業者に委託する。</li> <li>・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</li> <li>・今後も産業廃棄物を委託できる業者を選定し、委託基準に従って。書面による契約を実施する。</li> </ul>				
※事務処理欄				

## (第5面-2)

## ②計画

③建設系混合廃棄物	④石綿含有産業廃棄物	⑤廃プラスチック類	⑥ガラスくず等
6 t	1.2 t	0.01 t	2.4 t
0 t	0 t	0 t	0 t
6 t	1.2 t	0.01 t	2.4 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は、記入しないこと。